

第 585 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 6 月 3 日（木）午後 1 時 32 分から午後 2 時 02 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 585 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 32 分</p> <p>皆様こんにちは。定刻を過ぎ、全委員がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ第 585 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、欠席者無し、全員出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。そろそろ梅雨入りの感じがあります。田植えが未完了のところもあるようですが、年に一回なのでゆっくり作付けしてはいかがでしょうか、また、ワクチン接種等により、今までどおりの経済状態に早く戻って欲しいと思います。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 585 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。8 番渡邊和巳委員、10 番森田泰彰委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

大後委員	<p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を7番大後委員お願いします。</p> <p>議案第1号1番について申請地を5月31日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、市立飯野小学校より北東方向に約1.1kmの地点に位置する農地であります。権利者は、自宅近くにある農地を、経営規模拡大のため購入しようとするものであり、高齢による規模縮小を考えていた義務者と話がまとまり、当申請となったものです。営農計画としましては、水稻の作付けを予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、権利者の自宅近くの農地で、耕作が便利であることから売買による所有権移転の申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域内の農地であり、面積868㎡、権利者の耕作面積は19,252㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p> <p>続いて議案第1号2番についてですが、こちらは鈴木伸江委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第10条</p>

	<p>の規定により、鈴木伸江委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>【鈴木伸江委員 一時退席】</p> <p>それでは議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、3番鈴木昇委員お願いします。</p> <p>議案第1号2番については、令和3年4月6日付けの許可、売買による所有権移転によるものを取り消し、権利者を変更し改めて申請するものです。申請地を6月2日に確認しましたので、説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>市立吉野小学校より北東の方向約1.5kmに位置する農地であります。権利者は農業経営の拡大、義務者は離農のため、売買による所有権移転であり、権利者を子供さんに改め取得しようとするものであります。営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。以上です。</p>
鈴木昇委員	
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。本案件は、令和3年4月6日開催の第583回農業委員会総会に付議され農地法第3条の許可を得ましたが、権利者の諸事情により令和3年5月18日当事者双方の連署により許可取消願いが提出され、許可処分の取消を行ったことを報告させていただきます。</p> <p>今回、許可取消しをした権利者の子供さんが、今後、主として農業経営を行うことから、権利者を変更して改めて申請しようとするものです。申請理由は、義務者は離農のための売却、権利者は経営拡大をすることを目的としたものであり、前回と変更はございません。申請地は農用地区域内の農地であり、面積は3,580㎡、権利者の耕作面積は、43,202㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上で</p>

議長	<p>す。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>【鈴木伸江委員 入室、着席】</p>
議長	<p>議案第1号3番についてですが、こちらは大後護委員に関する事項が含まれております。よって、先ほどと同じ農業委員会会議規則第10条の規定により、大後委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>【大後委員 一時退席】</p> <p>それでは議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を1番稲村耕一委員お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号3番について、申請地を5月31日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、飯野コミュニティセンターより北北東方向に約1.1kmの地点に位置にする農地であります。権利者は農業経営の拡大のため、自宅の近くにある申請地を使用貸借による権利設定を申請するものであります。営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>

事務局（山口）	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、権利者の親戚にあたる義務者より農地を借受け、経営拡大を目指すための申請であります。申請地は農用地区域内の農地であり、面積は2,068㎡、権利者の耕作面積は、3,975㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えることから、基準を満たします。その他農機具の所有状況、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>【大後委員 入室、着席】</p>
議長	<p>それでは、議案第1号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番森田^{ひろあき}泰彰委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号4番について、申請地を6月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、富津公民館より南東方向約700mの地点に位置にする農地であります。権利者は、経営規模拡大のため、購入しようとするものであり、離農を考えていた義務者と話がまとまり本申請となったものです。営農計画としましては、芋類の作付けを予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局には補足説明お願いします</p>

事務局 (山口)	<p>す。</p> <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、健康上の理由により売却を考えていたところ、経営の規模拡大を考えていた権利者と、売買による所有権移転で話が纏まり申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域外の農地であり、面積 1,340 m²、権利者の耕作面積は 5,164 m²であり、農振農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声) 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p>それでは議案第 1 号 5 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 2 番澤邊^{はるゆき}治之委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 5 番について、申請地を 6 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、湊郵便局より北方向約 1.5Km の地点に位置にする農地であります。義務者は、高齢による離農、権利者は経営規模拡大のため、自宅近くの農地で耕作にも便利であることから所有権移転の本申請に及んだものです。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局には補足説明をお願いします。</p>

事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、権利者の自宅近くの農地で、耕作が便利であることから売買による所有権移転の申請に至ったものであります。台帳地目は田であります。現況は畑となっており、柑橘（夏みかん）を植付ける計画であります。申請地は、農用地区域外の農地であり、面積 1,563 m²、権利者の耕作面積は 6,502 m²であり、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積 1,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号 6 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 10 番森田^{ひろあき}泰彰委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第 1 号 6 番について、申請地を 6 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>申請地は、JA 君津市農協富津出荷場より西方向約 400m の地点に位置にする農地であります。義務者は、高齢のため耕作できず、権利者に作業をお願いしておりましたが、後継者もない為、今回権利者へ所有権の移転をしたく本申請に至ったものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局には補足説明お願いしま</p>

事務局（山口）	<p>す。</p> <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本案件は、義務者は高齢で農作業もできないことから、権利者に作業を委託しておりましたが、今後、後継者もないことから農地の処分を考え、権利者と話がまとまり、贈与による所有権移転の申請に至ったものであります。申請地は、農用地区域内の農地であり、面積1612㎡、権利者の耕作面積は29,487㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第1号6番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明を私からいたします。</p>
平野弁一委員	<p>議案第2号1番について、申請地を6月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高校より南の方向約100mに位置する農地であります。権利者は現在、アパートに居住しておりますが、家族が増えて手狭とな</p>

議長	<p>ったため、本件土地に専用住宅の建設を計画し、使用貸借権設定を伴う転用申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は公営水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに排水管を経て水路に放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、こちらの担当委員も私ですので、現地調査及び説明を私からいたします。</p>
平野弁一委員	<p>議案第2号2番について、申請地を6月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR大貫駅より北西の方向約650mに位置する農地であります。権利者は、隣接する宅地を保養所とする予定ですが、駐車スペースが不</p>

	<p>足することから、長年にわたり耕作がされていない本件土地を駐車場として転用するため、売買を伴う所有権移転の申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありませ</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番および8番につきましては、専用住宅として所有権を移転す</p>

	<p>るもので、面積は、1番が440平方メートル、8番が224平方メートルです。2番、3番および7番につきましては、宅地分譲の用地として所有権移転するもので、面積は2番が728平方メートル、3番が821平方メートル、7番が539平方メートルです。4番、5番につきましては、駐車場用地として所有権を移転するもので、面積は4番が459平方メートル、5番が2筆の計で135平方メートルです。6番につきましては、車庫の用地として所有権移転するもので、面積は123平方メートルです。本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
事務局(鈴木)	<p>【千葉県農林水産部からの耕作放棄地対策マニュアルの配布についての説明】</p>
議長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。これをもちまして、第585回の定例農業委員会を終了します。なお、次回農業委員会総会は7月6日火曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。今後も慎重審議を行いたいと思います、お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時03分</p>